

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年11月28日(金)  
午前9時56分～午前10時30分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保  
委員 二階堂充 委員 笹森波  
委員 千葉栄幸 委員 菊地忍
- 4 委員外議員 3名  
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子  
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一  
次長兼議会総務係長 川上真理子  
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 協議事項  
付議事件  
(1) 議会の運営に関する事項について  
① 令和7年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程  
(案)について  
② 一般市政報告の取扱いについて

## 確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について

## 付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
  - ① 議案の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
  - ① 議員の派遣について

午前9時56分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

令和7年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 令和7年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、説明いたします。

初めに、次第書の1ページの① 今期定例会に提出のありました市長提出議案21か件の内容について、説明いたします。資料は1ページから3ページまでを御覧願います。

まず、専決処分については、補正予算1案件です。

次に、条例議案は新規条例が1案件、廃止条例が1案件、改正条例が6案件の計8案件です。

次に、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計に係る5案件です。

次に、その他議案については、7案件です。内訳は、財産の取得について1案件、指定管理者の指定について4案件、訴えの提起について1案件、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について1案件となっております。

以上が市長提出議案21案件の内訳です。議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページの② 一般質問を御覧願います。

一般質問については、11月26日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には16名の議員より、合わせて質問事項28事項、質問要旨112項目の通告があったところです。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいりますので、  
通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、寺嶋 雅子議員、2番、鈴木 英信議員、3番、笹森 波  
議員、4番、大友 康信議員、5番、菊地 忍 議員、6番、板橋 美保議  
員、7番、千葉 栄幸議員、8番、大久保主計議員、9番、阿部 正義議  
員、10番、二階堂 充議員、11番、佐藤 繁樹議員、12番、佐藤さやか議  
員、13番、吉田 良 議員、14番、菅原 和子議員、15番、熊谷 克彦議  
員、16番、小野寺美穂議員となっております。

○委員長（熊谷克彦） 千葉 栄幸委員。

○委員（千葉栄幸） 一般質問の通告の内容で確認があります。

○委員長（熊谷克彦） 暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

---

#### \*休憩中の要旨

- ・吉田 良 議員と熊谷 克彦議員の通告内容について、同一内容と思われ  
る項目があるが、視点の違う内容で再質問を行い展開の異なる一般質問に  
なると思われることから、通告内容の修正は必要ないことを確認した。

---

午前10時6分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。引き続き、書記より説明いたさせ  
ます。

○書記（若林 潤） 引き続き、説明いたします。

休憩前に説明いたしました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案しまし  
て、今期定例会の会期については、次第書1ページの③ 会期にお示しして  
おりますとおり、12月2日火曜日から12月16日火曜日までの15日間を要する  
案としております。

これらを踏まえまして④ 日程の会期日程（案）について説明いたしま  
す。資料は4ページ及び5ページを御覧願います。

令和7年第6回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の12月2日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、一般市政報告を行います。なお、一般市政報告については、この後、次第書1ページの(2)で説明いたします。

次に、議案第94号から議案114号までを一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第94号の専決処分の承認に係る議案1か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第97号から議案102号までの改正条例案6か件及び議案第103号の財産の取得について1か件並びに議案第109号から議案第112号までの指定管理者の指定について4か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第113号の訴えの提起について1か件に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第113号の訴えの提起についての取扱いですが、災害援護資金償還金の償還期限が到達しているため、遅滞なく法的措置へ移行する必要があることから、委員会付託を省略し、初日に審議をするものです。また、議案書については、今回、相手方の住所と氏名が黒塗りされてお配りされていますが、その理由や初日の審議の取扱いについては、後ほど御協議いただく次第書2ページの1の(1)議案の取扱いについてで説明させていただきます。

以上が招集日の内容となります。散会の後、常任委員会を開催します。

12月3日水曜日から7日日曜日までは、休会とするものですが、5日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査を行います。なお、4日木曜日は、市長が出張により不在のため、休会とするものです。

12月8日月曜日から11日木曜日までは、一般質問を行います。

12月12日金曜日及び15日月曜日は休会とするものですが、議案審査のため常任委員会を開催いたします。12日は午前には総務消防常任委員会を、午後には建設経済常任委員会を、15日は午前には民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日は12月16日火曜日となります。

初めに、議案第95号の新規条例案及び議案第96号の廃止条例案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第97号から議案102号までの改正条例案6件及び議案第103号の財産の取得について1件並びに議案第109号から議案第112号までの指定管理者の指定について4件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第104号から議案第108号までの補正予算5件及び議案第114号の規約の変更についてに対する質疑、討論、採決を行います。

以上、全ての議案の審議が終了し12月定例会閉会となる会期日程案です。

令和7年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、令和7年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。12月定例会の会期及び日程案については、12月2日から12月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、令和7年第6回名取市議会定例会の会期及び日程案については、12月2日から12月16日までの15日間とすることに決定いたしました。

次に、一般市政報告の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 一般市政報告の取扱いについて、説明いたします。

次第書は1ページの（2）を御覧願います。

市政報告の件名は、選挙管理委員会における公金の紛失についてです。

市長の市政報告につきましては、先例によりまして、議長の諸報告の次に行うことと、質疑は許可するのが例である、とされています。

それにより、取扱い案ですが、12月2日、諸般の報告の後、市長より報告

を受け、質疑を行うとする案です。

一般市政報告の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、一般市政報告の取扱いについて書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。一般市政報告の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、一般市政報告の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 次第書1ページの下段を御覧願います。

条例議案の事前説明会について、説明いたします。

12月1日月曜日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

説明を受ける議案は、議案第95号から議案第102号までの、条例議案8か件に対する説明で、説明員は、各条例を所管する部課長等です。

確認事項についての説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） 条例議案の事前説明会については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 議案の取扱いについて、説明いたします。

初めに、次第書の2ページを御覧願います。

1の（1）の① 一括議題・審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料は6ページの議案の取扱い（案）を御覧願います。

初めに、議案第94号の専決処分1か件については、12月2日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、起立採決を行います。

す。

次に、議案第95号の新規条例及び議案第96号の廃止条例については、12月16日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第97号から議案第102号までの改正条例案については、まず12月2日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例案については、議案第97号及び議案第102号を総務消防常任委員会へ、議案第98号から議案第101号までを民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第103号の財産の取得については、まず12月2日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

なお、財産の取得については、総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第104号から議案第108号までの補正予算案5か件については、12月16日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第109号から議案第112号までの指定管理者の指定4か件については、まず12月2日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。12月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、指定管理者の指定については、議案第109号及び議案第110号を民生教育常任委員会へ、議案第111号及び議案第112号を建設経済常任委員会へ付託するものです。

ただいま説明いたしましたとおり、指定管理者の指定については、委員会付託となり、質疑の機会は本会議及び委員会の2回あります。付託する委員会は、指定管理施設の所管課を担当する委員会となりますが、指定管理制度及び指定管理者選定委員会については、企画部政策企画課が所管しておりますので、指定管理者制度全般に係る内容及び指定管理者選定委員会に係る内容については本会議で質疑していただくようお願いいたします。

次に、議案第113号の訴えの提起についてにつきましては、12月2日に上程

し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。なお、議案第113号について、議案上程後の審議に係る取扱いについて説明させていただきます。

まず現状ですが、議員の皆様には、個人情報保護の観点から今回の相手方の住所氏名が黒塗りされた議案書が配付されております。資料2を御覧ください。議場で審議する際には、市議会の審議権を制限することがないように、議案第113号の議題に入る前に、暫時休憩し、休憩中に黒塗りされていない議案書原本の写しを議場で配付いたします。その後、再開しますが、質疑及び討論の際には、個人情報保護の観点から相手方の住所氏名は伏せていただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。質疑終結後、委員会付託の省略、討論、採決まで終わりましたら、暫時休憩し、審議前に配付した議案書原本の写しを回収します。回収後、再開し、次の議題へ移ります。議案第113号の取扱いについては以上です。

資料の6ページにお戻りください。

次に、議案第114号の規約の変更については、12月16日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については、以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を12月12日の午前に、建設経済常任委員会を同日の午後に、民生教育常任委員会を15日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻につきましては、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合につきましては、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明を

いたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 議員の派遣について説明いたします。

次第書2ページと、資料は7ページを御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

1 名取市議会議員研修会です。場所は宮城県名取市、期間は令和7年12月5日金曜日、派遣議員は全議員です。

次第書2ページにお戻りください。

②取扱い案の上程日及び採決方法については、12月2日火曜日、議案第113号 訴えの提起についての採決の後に上程し、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです。

議員の派遣について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議員の派遣について書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。菊地 忍 委員。

○委員（菊地 忍） 12月5日は現地調査の日です。議員研修会は午後1時30分からとのことですが、常任委員会の現地調査を午前中に終えなければならないという縛りがかかると思います。議員研修会をなぜこの日に選んだのか理由をお聞きします。

○委員長（熊谷克彦） 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

---

\*休憩中の要旨

<質問内容>

- ・ 常任委員会の現地調査の日に議員研修会を選んだ理由は。
- ・ 休会日に議員研修会を開催することは考えなかったのか。外部講師との日程調整の結果、現地調査の日でしか調整できなかったということか。
- ・ 現地調査を午前中に終えなければならないという縛りがかかるため、なるべく避けた方がよいのではないか。

<回答内容>

- ・ 当初、議員研修会は条例議案の事前説明会の日である12月1日の午後1時30分に開催する予定で調整していたが、議長が出席する公務と重なってしまったため、別日で調整することとなった。
- ・ 議会ICT化推進プロジェクトチームリーダーと再度協議し、12月5日は常任委員会の現地調査の日であるため全議員が集まることから、午後であれば議員研修会を開催することが可能であると判断した。
- ・ 今回の研修は外部講師への依頼ではなく、議員が講師となる予定でいる。
- ・ 休会日に議員研修会を行うことを検討したが、全議員が集まりやすい日と考えたこと、また、これまでも午前中で現地調査が終わる傾向であったことから、現地調査の日の午後であれば開催が可能ではないかと考えたもの。

<まとめ>

- ・ 現地調査を午前中に終えなければならないという縛りがかかるため、今後は、現地調査の日の午後に議員研修会を開催することは避ける。
- ・ 今回の議員研修会については、午前中に常任委員会の現地調査を終えられるよう、各常任委員会委員長へ丁寧な説明の上調整し、予定どおり議員研修会を開催することとした。

---

午前10時29分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。

それでは、お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時30分 散会

令和7年11月28日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦